

概 要

つくば市総務部契約検査課

低入札価格調査に関する数値的判断基準について

1 低入札価格調査に関する数値的判断基準

低入札調査基準価格を下回り失格基準価格以上の最低価格入札者について、最低価格入札者より入札時に提出された工事設計内訳書の諸費目の金額が、設計金額に対し、次に掲げる数値的判断基準のいずれかに該当した場合は、当該最低価格入札者を落札候補者又は落札者とししないものとする。

- (1) 直接工事費（材料費、機器費を含む）が、設計金額の 75%未満であること。
- (2) 共通仮設費（積上分+率計上分）が、設計金額の 70%未満であること。
- (3) 現場管理費が、設計金額の 70%未満であること。
- (4) 一般管理費（契約保証費を含む）が、設計金額の 30%未満であること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。